

【ご参考資料】

野村新興国債券投信Aコース(為替ヘッジあり) / Bコース(為替ヘッジなし) (毎月分配型)を取り巻く投資環境について

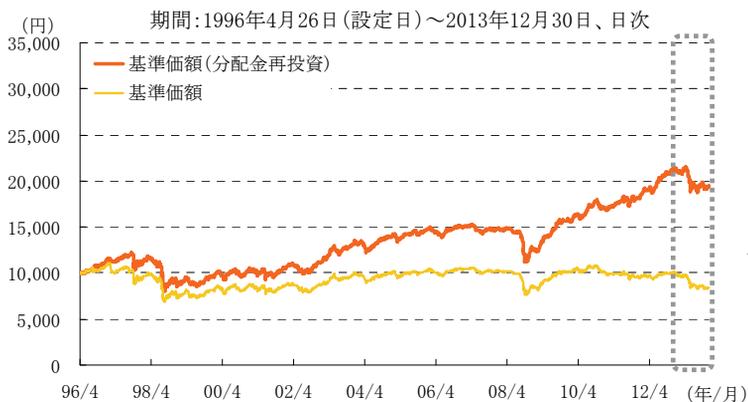


《ポイント》

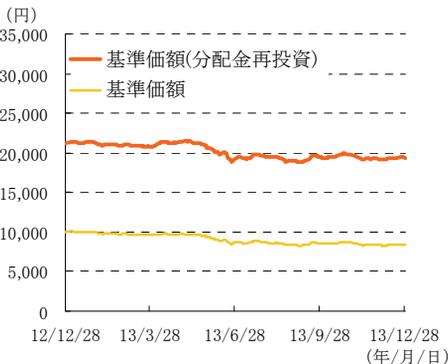
- ◆ FRB(米連邦準備制度理事会)は、当面金融緩和を継続することを示唆しました。
- ◆ 米国ハイ・イールド債券と比較して相対的に高い利回り水準にあります(2013年11月末現在)。
- ◆ 新興国諸国の財務状況は健全で、新興国国債(米ドル建て)市場は概ね堅調に推移しました。
- ◆ 当ファンドでは、インカム(利子)収入を獲得しながら、中長期的な資産の成長を目指します。

設定来の基準価額の推移

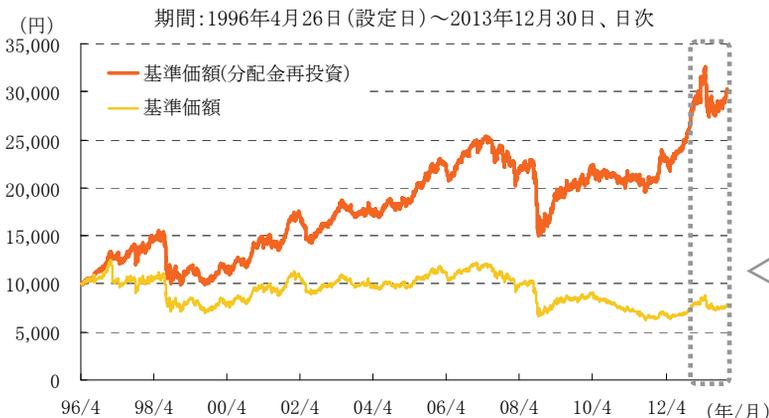
<Aコース(為替ヘッジあり)>



期間:2012年12月28日~2013年12月30日、日次



<Bコース(為替ヘッジなし)>



期間:2012年12月28日~2013年12月30日、日次



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、野村新興国債券投信(毎月分配型)に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

【ご参考資料】

FRB(米連邦準備制度理事会)は、当面金融緩和を継続することを示唆しました。

12月19日、FRB(米連邦準備制度理事会)はFOMC(米連邦公開市場委員会)で量的緩和の縮小開始を決定しました。しかし一方で、フォワード・ガイダンス(中央銀行が金融政策の先行きを明示する指針)を通して、特にインフレ率が2%を下回ると予想される場合には、失業率が6.5%を下回った後も、当面、金融緩和を継続することを示唆しました。これは、事実上のゼロ金利政策の時間軸を延長したことになります。

当ファンドの外部委託先であるノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント・インク(NCRAM社)は、市場は米国の金利上昇懸念を既に織り込み済みであると考えており、今後は市場のボラティリティ(価格変動性)が低下していくと予想しています。

米国ハイ・イールド債と比較して相対的に高い利回り水準にあります。

過去の様々な金融危機から、新興国は自国のファンダメンタルズの改善に積極的に取り組んできました。その結果、1997年12月末の新興国債(米ドル建て)に占める投資適格債の割合は全体の約8%でしたが、2013年11月末現在では約74%が投資適格債となりました。これらの信用力の改善等に伴い、新興国債(米ドル建て)の利回りは、1998年9月以降、概ね低下(債券価格は上昇)しました。

しかし2013年に入り、米国の金利上昇懸念、新興国の経済成長率の減速、一部の経常赤字と海外資本依存度の高い国への懸念等を背景に新興国債(米ドル建て)の債券価格は下落しました。2013年11月末現在の新興国債の利回りは6.1%に上昇し、米国ハイ・イールド債の5.6%よりも高い水準にあります。

しかしながら、新興国債(米ドル建て)の平均格付はBBB格(投資適格)、米国ハイ・イールド債の平均格付がB格(投機的)である事を考慮すれば、現在の新興国債(米ドル建て)の利回り水準は相対的に高いと考えられます。

《FOMC(米連邦公開市場委員会)の経済予測 大勢見通し》

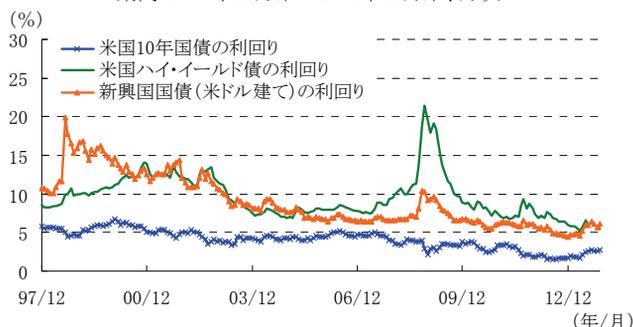
		(年)			
		2013	2014	2015	2016
大勢レンジの平均値					
失業率	12月	7.1	6.5	6.0	5.6
	9月	7.2	6.6	6.1	5.7
PCEインフレ率	12月	1.0	1.5	1.8	1.9
	9月	1.2	1.6	1.8	1.9
コアPCEインフレ率	12月	1.2	1.5	1.8	1.9
	9月	1.3	1.6	1.9	2.0

(注) インフレ率は10-12月期の前年比、失業率は10-12月期の平均値になります。PCEインフレ率は個人消費支出価格指数、コアPCEインフレ率は食料・エネルギーを除く個人消費支出価格指数、大勢レンジの平均値は上下3つの予測値を除いた上限値と下限値の平均となります。なお、上記の見通しは2013年の各月の会合時点のものになります。

(出所) FRB(米連邦準備制度理事会)ホームページより野村アセットマネジメント作成

《各債券の利回り(課税前)推移》

期間: 1997年12月末～2013年11月末、月次



《各債券の利回り(課税前)比較》 2013年11月末現在



データについては、4ページの「当資料で使用したデータについて」をご参照ください。(出所)ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考資料】

新興国の財務状況は引き続き健全です。

新興国のファンダメンタルズは好調に推移しています。財政収支や政府債務残高の水準は先進国と比較して良好であり、外貨準備高も豊富です。

また、IMF(国際通貨基金)は、2014年の新興国のGDP(国内総生産)成長率を5.1%と予想しており、引き続き先進国と比較して高く、安定した水準にあり、世界経済成長の6割弱を新興国が占めると予想されています。

米国を含む先進国の景気回復は、貿易等を通して、新興国経済にとってもポジティブな影響をもたらす可能性があり、新興国債券市場を下支えする要因の1つとして考えられます。

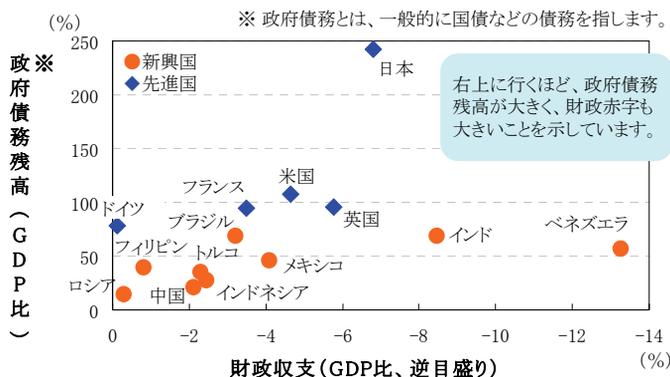
また、先進国の信用格付の引き下げが続く中、新興国の信用力は概ね改善傾向にあります。

当ファンドにおいては、財政収支が良好で、対外負債が少なく資金調達の必要性が低い国(メキシコ、ロシア等)を中心に投資を行ない、一方、米国における量的緩和の縮小開始もあり、経常収支が赤字で海外資本依存度が高い国については投資割合を限定し、状況を注視していく予定です。

(注) 新興国と先進国はIMFの定義によります。

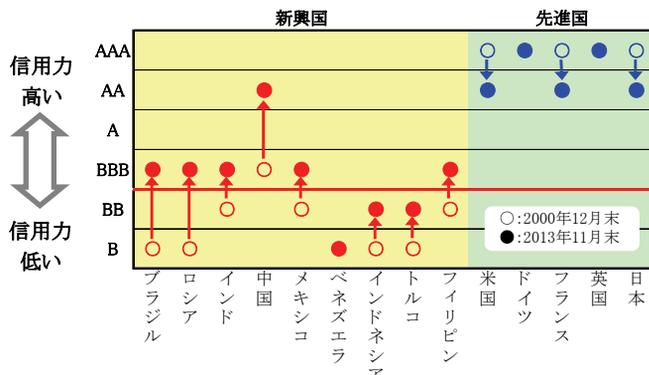
また、掲載国は、BRICs、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルのうちBRICsと重複しない構成比上位5ヵ国(2013年11月末現在)および日米欧主要国になります。

《主要各国の財政収支・政府債務残高》 2014年(IMF予想)



(出所) IMF「World Economic Outlook Database, October 2013」データより野村アセットマネジメント作成

《主要各国の信用格付の変化》 2000年12月末と2013年11月末の比較



格付はS&P社の外貨建て長期債信用格付を使用。

(出所) ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

様々な金融危機を乗り越え、新興国国債市場は概ね堅調に推移しました。

新興国国債(米ドル建て)市場は、1997年のアジア通貨危機、1998年のロシア危機、2001年のアルゼンチンのデフォルト(債務不履行)、2008年のリーマンショック、2010年以降の欧州ソブリン危機など、様々な金融危機を乗り越え、概ね堅調に推移しました。1996年4月末以降、年間トータル・リターンがマイナスとなったのは過去3年(1998年、2008年、2013年11月末現在)のみで、2年連続でマイナスとなった年はありませんでした。

《過去の金融危機と新興国国債(米ドル建て)市場の推移》

期間: 1996年4月末～2013年11月末、月次



データについては、4ページの「当資料で使用したデータについて」をご参照ください。

(出所) ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考資料】

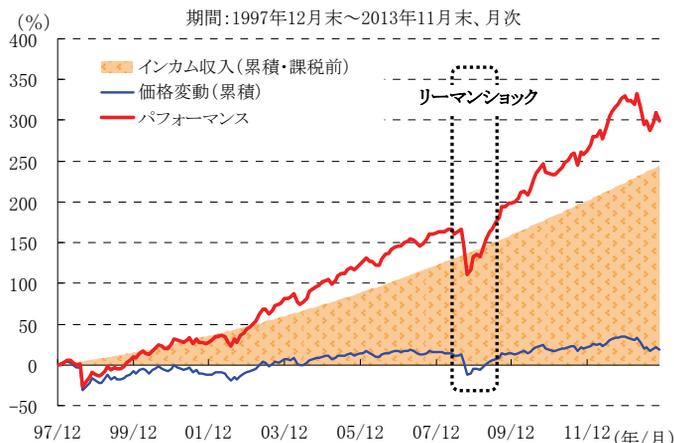
高いインカム(利子)収入が下支えとなります。

新興国国債(米ドル建て)の大きな特徴の1つは、高いインカム収入です。この高いインカム収入は、債券価格の価格変動を緩和する効果があります。

右図のように、2008年のリーマンショック時に債券パフォーマンスはより大きく下落しましたが、インカム収入が積み上がり、全体のパフォーマンスを下支えした事がわかります。このようなインカム収入があるために、新興国国債市場は概ね堅調に推移したと考えられます。

また、個別国の事例でも、ベネズエラ、ベラルーシ等の債券は、相対的にリスクが高い傾向にあります。高いインカム収入が債券価格の変動を緩和する効果が過去に見られました。好機があればこれらの高利回り国へも投資を行ない、当ファンドの収益の最大化を図ってまいります。

《新興国国債(米ドル建て)のパフォーマンスの内訳》



データについては、当ページの「当資料で使用したデータについて」をご参照ください。
(出所)JPモルガンデータより野村アセットマネジメント作成

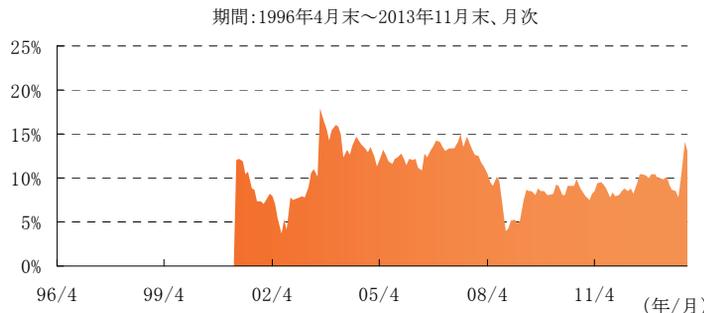
「パフォーマンスの内訳」は「インカム収入(累積、課税前)」と「価格変動(累積)」からなり、「パフォーマンス」の変動要因を示したものです。各内訳は、使用した市場指数の月間変化率を1997年12月末を起点にインカム収入と価格変動に分解し、それぞれを月次ベースで累積したものです。複数期間の「パフォーマンスの内訳」を累積する過程で差異が生じる為、「インカム収入(累積、課税前)」と「価格変動(累積)」を足し合わせたものは、「パフォーマンス」にはなりません。

当ファンドでは、インカム収入を獲得しながら、中長期的な資産の成長を目指します。

1996年4月末から2013年11月末の月次データを基に、基準月まで5年間保有した場合の年率リターンを表示したグラフです。これによると、保有期間5年の場合は、どの月に保有を開始しても、すべてプラスの年率リターンとなりました。また、1996年4月末から2013年11月末までの期間で5年間保有した場合の年率リターンの平均は10.3%となりました。

当ファンドでは、インカム収入を獲得しながら、中長期的な資産の成長を目指します。

《新興国国債(米ドル建て)の年率リターン(保有期間5年)》



上記はあくまでも保有期間の一例であり、保有期間5年を推奨しているわけではありません。
データについては、当ページの「当資料で使用したデータについて」をご参照ください。
(出所)ブルームバーグデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

《当資料で使用したデータについて》

【新興国国債(米ドル建て)】JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、【米国ハイ・イールド債】BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス、【米国10年国債】ブルームバーグ・ジェネリック10年国債

●JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(JP Morgan Emerging Market Bond Index Global)は、J.P. Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。●BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch US High Yield, Cash Pay, Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する指数です。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属しております。

【ご参考資料】

野村新興国債券投信(毎月分配型)

《ファンドの特色》

- 信託財産の成長を図ることを目的として運用を行いません。
- エマージング・カントリー※1の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象※2とします。
※1 ファンドにおいてエマージング・カントリーとは、いわゆる先進工業国や最貧国などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。
 ※2 「実質的な主要投資対象」とは、「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- エマージング・マーケット債を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付を有する債券に比べ高水準のインカムゲインの確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。
- 分散投資とクレジットリスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行いません。
- Aコースは原則として為替ヘッジを行ない、Bコースは原則として為替ヘッジを行いません。
- ファンドは以下をベンチマークとします。

Aコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース) JP Morgan Emerging Market Bond Index(EMBI) Global(USドルベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。
Bコース	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース) JP Morgan Emerging Market Bond Index(EMBI) Global(USドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

- ファンドは「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。
- 「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。
- マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。
 分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。
* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資対象国における非常事態を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《投資リスク》

各ファンドは、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。
 したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じる場合があります。なお、投資信託は預貯金と異なります。
 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成38年3月5日まで(平成28年4月26日設定)
- 決算日および収益分配 年12回の決算時(原則、毎月5日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 一般コース:1万円以上1万円単位(当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位
- ご換金価額 自動(いずれも)投資コース:1万円以上1円単位
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
 ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- スwitching 「Aコース」「Bコース」間でスイッチングが可能です。
※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆設定・運用は **野村アセットマネジメント**

商号:野村アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会/
 一般社団法人日本投資顧問業協会

◆投資顧問会社は

ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

【当ファンドに係る費用】

(2014年1月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.15%*(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 <small>※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となります。 <スイッチング時> 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。</small>
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.701%*(税抜年1.62%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 <small>※消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年1.7496%となります。</small>
◆その他の費用・手数料	組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、ファンドに関する租税、監査費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 <small>※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</small>
◆信託財産留保額 (ご換金時、スイッチングを含む)	1万円につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
 ※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

野村新興国債券投信<Aコース/Bコース> (毎月分配型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○			
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第15号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第14号	○			
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
坂本北陸証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第5号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

野村新興国債券投信<Aコース/Bコース> (毎月分配型)

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第35号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。